

四半期報告書

(第39期第1四半期)

ソーバル株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	3
第3 【提出会社の状況】	4
1 【株式等の状況】	4
2 【役員の状況】	7
第4 【経理の状況】	8
1 【四半期連結財務諸表】	9
2 【その他】	13
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	14

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2020年7月10日

【四半期会計期間】

第39期第1四半期(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

【会社名】

ソーバル株式会社

【英訳名】

Sobal Corporation

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長兼最高経営責任者 推 津 敦

【本店の所在の場所】

東京都品川区北品川五丁目9番11号

【電話番号】

03-6409-6131 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員経営企画部長 島 谷 裕 一

【最寄りの連絡場所】

東京都品川区北品川五丁目9番11号

【電話番号】

03-6409-6131 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員経営企画部長 島 谷 裕 一

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第38期 第1四半期連結 累計期間	第39期 第1四半期連結 累計期間	第38期
会計期間	自 2019年3月1日 至 2019年5月31日	自 2020年3月1日 至 2020年5月31日	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日
売上高 (千円)	2,085,470	1,887,679	8,344,072
経常利益 (千円)	192,280	143,221	645,715
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	122,293	84,198	436,182
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	122,293	84,198	436,182
純資産額 (千円)	3,013,696	3,056,920	3,088,645
総資産額 (千円)	4,210,886	4,382,577	4,327,739
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	15.10	10.70	54.97
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	71.6	69.7	71.4

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第38期第1四半期連結累計期間及び第38期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

第39期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

なお、新型コロナウィルスの感染拡大による当社グループの財政状態及び経営成績への影響につきましては、状況を継続的に注視してまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛やインバウンド需要の消滅などにより、国内の消費活動は落ち込み、景気の先行きは不透明感を増している状況にあります。

このような経済環境の中、当社グループにおきましては、2020年4月の日本政府による緊急事態宣言前までは、請負業務の受注や派遣業務の稼働率等は堅調に推移しておりました。緊急事態宣言後、請負業務においては、テレワークなどの対応を行い業務を継続出来たものの、感染拡大防止のため、やむを得ず営業活動を自粛するなど、事業環境に変化が生じております。また、派遣業務においては、多くの顧客にてテレワークなどの対応で業務は継続されましたが、一部の主要顧客においては、休業を余儀なくされたため、減収要因となっております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は1,887百万円（前年同期比9.5%減）、営業利益は142百万円（同26.7%減）、経常利益は143百万円（同25.5%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は84百万円（同31.2%減）となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計額は4,382百万円となり、前連結会計年度末比54百万円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が326百万円増加したこと、受取手形及び売掛金が315百万円減少したことによるものであります。

負債合計額は1,325百万円となり、前連結会計年度末比86百万円の増加となりました。これは主に、未払費用が425百万円増加したこと、賞与引当金が189百万円減少したことによるものであります。

純資産合計額は3,056百万円となり、前連結会計年度末比31百万円の減少となりました。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上等に伴い利益剰余金が84百万円増加したものの、剰余金の配当により118百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	29,600,000
計	29,600,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年7月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,167,498	8,167,498	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	8,167,498	8,167,498	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(第5回新株予約権)

決議年月日	2020年3月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 130 当社子会社従業員 9
新株予約権の数（個）※	295
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 29,500（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	64,100（注）5
新株予約権の行使期間※	2022年6月1日～2032年5月31日
新株予約権の行使の条件※	（注）8
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）11
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）12

※ 新株予約権の割当日（2020年3月24日）における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権の名称

ソーバル株式会社 第5回新株予約権

2 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 130名 275個

当社子会社従業員 9名 20個

3 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会

において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

4 新株予約権の総数

295個とする。

5 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり 64,100円（1株当たり 641円）

上記金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価格であり、割当を受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

6 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7 新株予約権の権利行使期間

2022年6月1日から2032年5月31日までとする。

8 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社が提出した2022年2月期乃至2031年2月期の有価証券報告書に記載されている連結売上高又は連結営業利益が、下記の(a)又は(b)のいずれかの条件を充たした場合、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとする。

(a) 連結売上高が100億円を超過した場合

(b) 連結営業利益が10億円を超過した場合

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結売上高及び連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、当社の取締役会が別途参照すべき適正な指標を定めるものとする。

② 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者は新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

④ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

9 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10 新株予約権の取得に関する事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が必要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

12 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（3）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（7）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（9）に準じて決定する。

⑦ 講渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

上記（8）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記（10）に準じて決定する。

13 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14 新株予約権の割当日

2020年3月24日

15 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年3月1日～ 2020年5月31日	—	8,167,498	—	214,265	—	119,265

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2020年2月29日現在の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 300,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,865,200	78,652	—
单元未満株式	普通株式 2,098	—	—
発行済株式総数	8,167,498	—	—
総株主の議決権	—	78,652	—

② 【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) ソーバル株式会社	東京都品川区北品川 五丁目9番11号	300,200	—	300,200	3.68
計	—	300,200	—	300,200	3.68

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,878,908	2,205,546
受取手形及び売掛金	1,010,031	694,647
仕掛品	221,932	280,253
原材料	10,671	14,792
その他	369,487	354,706
貸倒引当金	△6,064	△4,167
流動資産合計	3,484,965	3,545,778
固定資産		
有形固定資産		
土地	410,407	410,407
その他（純額）	118,710	120,095
有形固定資産合計	529,118	530,502
無形固定資産		
のれん	6,280	—
その他	10,835	10,285
無形固定資産合計	17,115	10,285
投資その他の資産	296,539	296,011
固定資産合計	842,773	836,799
資産合計	4,327,739	4,382,577
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,302	3,651
未払費用	86,131	512,090
未払法人税等	167,756	63,948
賞与引当金	236,268	46,275
受注損失引当金	238	5,285
その他	526,995	535,195
流動負債合計	1,025,692	1,166,448
固定負債		
役員退職慰労引当金	103,426	47,715
その他	109,975	111,492
固定負債合計	213,401	159,208
負債合計	1,239,094	1,325,656
純資産の部		
株主資本		
資本金	214,265	214,265
資本剰余金	119,265	119,265
利益剰余金	3,096,943	3,063,132
自己株式	△341,828	△341,828
株主資本合計	3,088,645	3,054,834
新株予約権	—	2,086
純資産合計	3,088,645	3,056,920
負債純資産合計	4,327,739	4,382,577

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
売上高	2,085,470	1,887,679
売上原価	1,623,220	1,493,044
売上総利益	462,250	394,635
販売費及び一般管理費	268,459	252,527
営業利益	193,790	142,107
営業外収益		
受取利息	2	2
その他	52	1,247
営業外収益合計	55	1,250
営業外費用		
支払利息	204	126
自己株式取得費用	1,335	—
その他	25	10
営業外費用合計	1,565	136
経常利益	192,280	143,221
税金等調整前四半期純利益	192,280	143,221
法人税等	69,987	59,023
四半期純利益	122,293	84,198
親会社株主に帰属する四半期純利益	122,293	84,198

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
四半期純利益	122,293	84,198
四半期包括利益	122,293	84,198
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	122,293	84,198
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
減価償却費	3,542千円	3,772千円
のれんの償却額	6,280千円	6,280千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	114,342	14.00	2019年2月28日	2019年5月24日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

（自己株式の取得）

当社は、2019年4月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行っております。この結果、自己株式は当第1四半期連結累計期間において220,697千円増加し、単元未満株式の買取による取得を含め、当第1四半期連結会計期間末において220,897千円となっております。

当第1四半期連結累計期間（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月21日 定時株主総会	普通株式	118,009	15.00	2020年2月29日	2020年5月22日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはエンジニアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
1 株当たり四半期純利益	15円10銭	10円70銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	122,293	84,198
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益（千円）	122,293	84,198
普通株式の期中平均株式数（株）	8,100,015	7,867,283
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	2020年3月9日取締役会 決議による新株予約権 第5回新株予約権 293個 (普通株式 29,300株)

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月10日

ソーバル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子 靖 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 寺澤 直子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソーバル株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2020年3月1日から2020年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年3月1日から2020年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ソーバル株式会社及び連結子会社の2020年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年7月10日

【会社名】 ソーバル株式会社

【英訳名】 Sobal Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者 推津敦

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません

【本店の所在の場所】 東京都品川区北品川五丁目9番11号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長兼最高経営責任者推津敦は、当社の第39期第1四半期（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。